

グループホーム自由の大地 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、株式会社 Human-system Japan が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、事業とする）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業は、介護を要し認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」とする。）に対し、共同生活住居において、自立した生活が困難になった要介護者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴、排泄等その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法ならびに関する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」とする。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホーム自由の大地

所在地 札幌市手稲区稲穂3条2丁目11番7号

(事業所の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

1Fユニット

- ① 管理者 1名（常勤、1Fユニット介護従業者兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤、1Fユニット介護従業者兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う。
- ③ 介護従業者 10名
常勤専従4名
非常勤専従0名
常勤兼務1名（1Fユニット管理者）
1名（1Fユニット計画作成担当者）
2名（2Fユニット介護従業者兼務）
非常勤兼務2名（2Fユニット介護従業者兼務）
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

2Fユニット

- ① 管理者 1名（常勤、計画作成担当者・介護従業者兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤、2Fユニット管理者・介護従業者兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡調整を行う。
- ③ 介護従業者 9名
常勤専従4名
非常勤専従0名
常勤兼務1名（2Fユニット管理者・2Fユニット計画作成担当者）
2名（1Fユニット介護従業者兼務）
非常勤兼務2名（1Fユニット介護従業者兼務）
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

（利用定員）

第6条 当事業所の利用定員は1階9名、2階9名の18名とする。

（介護の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

（ア）利用者の心身の状況に応じた入浴、排泄、食事、着替え等の日常生活上の介助・

支援

- (イ) 利用者への食事の提供その他家事等の世話（利用者と共同で行うよう努める）
- (ウ) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- (エ) 利用者又は家族に対する相談、助言等の援助
- (オ) 利用者の日常生活の中での機能訓練
- (カ) 利用者の日常的な健康管理
- (キ) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- (ク) 利用者への入浴の提供
- (ケ) その他利用者に対する便宜の提供

（介護計画の作成）

第8条 事業の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成又は変更に際しては、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。また、介護計画を作成又は変更した際には、これを利用者及びその家族に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての把握及び評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（利用料等）

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける他、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容について文書で説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

- ① 家賃（居室利用料） 40,000円／月

（生活保護世帯の場合は、その年度の支給上限額に準ずる）

（平成17年度は家賃36,000円とする）

- ② 敷金 利用居室家賃の1ヶ月分 40,000円とする。

- ③ 食材料費 37,000円／月

（欠食の場合は、1ヶ月を30日として計算し、朝250円、昼400円、おやつ100円、夕500円を差し引きいたします）

- ④ 水光熱費 27,000円／月

- ⑤ 暖房費（11月～3月） 7,000円／月

- ⑥ その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- 3 月の中途における入居又は退去については日割り計算となる。

各利用料（家賃、食材料費、水光熱費、暖房費、介護報酬利用者負担分の計算は利用した日数分。）

4 外泊、入院時について家賃、水光熱費、暖房費以外の、食材料費、介護報酬利用者負担分は日割り計算となる。（食材料費、介護報酬負担は在室していた日数分。）

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとし、支払を受けた際は領収書を交付する。

（入退居にあたっての留意事項）

第10条 当該事業を提供される対象利用者は要支援2又は要介護状態の者であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態でないこと。
 - ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 入居者は当該事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- ① 利用者は努めて健康に留意すること。
 - ② 健康状態に異常がある場合はその旨申し出ること。
 - ③ 設備・備品及び共同施設は本来の目的に従い適切な方法により使用すること。
 - ④ 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
 - ⑤ 定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒をしてはならない。
 - ⑥ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
 - ⑦ 外出、外泊、医療機関の受診・入院の際は、行き先と帰着予定日時を届け出ること。
 - ⑧ 当事業所内での貴重品の紛失、破損等においては一切責任を負わない。
 - ⑨ 20条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- 4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（秘密保持）

第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文章等により当該利用者及びその家族の同意を得る。

（個人情報使用規定）

第12条 本事業所は、業務上必要な個人情報を規定に従い使用する。

- 2 他事業所間での情報使用及び提供範囲は必要最低限度とし、使用した場合は書面にて記録管理する。
- 3 情報管理は事業監督者が行い、記録媒体を問わず一元的に管理する。
- 4 事業所内で使用する場合は、必要時を除き関係者以外に閲覧、漏洩されることの無い様に留意する。
- 5 利用者入居時に文書で説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（苦情処理）

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止のための措置）

第14条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（虐待の防止）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 4 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- する。

（事故発生時）

第16条 介護サービス提供により事故が発生した場合には、利用者の家族等に連絡を

（損害賠償）

第17条 利用者に対する介護サービス提供について、賠償すべき事故が発生した場合

は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように従業者に感染症に関する知識を習得させる等の必要な措置を講ずるよう努める。

(協力医療機関等)

第19条 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(緊急時における対応策)

第20条 従業者は、事業を提供中に利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(身体拘束)

第21条 利用者に対する介護サービス提供について、当該利用者の生命又は身体の保護を目的として、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 基本として出来る限り拘束に値する行為は行わない。
- ② 導入前に事業所内の身体拘束廃止委員会にて十分論議・検討する。
- ③ 介護サービスの見直しを行う。
- ④ 対象者家族への十分な説明を行う。
- 2 緊急やむをえず身体拘束を行う場合には、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を利用者及び家族に書面にて説明し同意を得るとともにこれらの状況を記録する。

(非常災害対策)

第22条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、当該計画に基づき、非常災害時の関係者への通報及び連携体制の整備等の非常災害への対策を講ずるとともに、別記重要事項説明書に定める月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携等)

- 第23条 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び当該事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
 - 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他運営についての重要事項)

- 第24条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用 1ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業ごとに経理と区分するとともに、当該事業に関わる会計とその他の事業の会計を区分する。
 - 3 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する事業提供の記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 4 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
 - 5 自らその提供する当該事業の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。
 - 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 Human-system Japan 代表者とグループホーム自由の大地の管理者が協議の上定めるものとする。

付 則 この規定は、平成18年3月21日から施行する。

平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年10月30日改正
平成22年3月1日改正
平成27年4月1日改正
平成30年4月1日改正
平成30年10月1日改正
令和6年1月1日改正